

令和3年12月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和3年(ネ)第2677号 共通義務確認請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成31年(ワ)第11049号)

口頭弁論の終結の日 令和3年10月13日

判 決

東京都千代田区六番町15番地

控 訴 人  
同 代 表 者 理 事  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士  
同  
同  
同

特定非営利活動法人消費者機構日本  
佐々木 幸 孝  
仲 居 康 雄  
瀬 戸 和 宏  
北 後 政 彦  
安 藤 博 規

福岡市中央区大名二丁目9番29号

被 控 訴 人

株式会社ONE MESSAGE  
(以下「被控訴人会社」という。)

同 代 表 者 代 表 取 締 役  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

松 本 敏 彦  
岸 秀 光

フィリピン共和国メトロマニラ モンテンルパ市 アヤラアランバンヴィレッジ  
カリラヤストリート100番地

被 控 訴 人

泉 忠 司

(以下「被控訴人泉」という。)

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

鈴 木 勝 博

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人会社及び被控訴人泉が、原判決別紙対象消費者目録記載(1)の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。
  - (1) 被控訴人会社と原判決別紙対象消費者目録記載(1)の対象消費者との間で締結された原判決別紙商品等目録記載(1)の商品等に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務
  - (2) 原判決別紙商品等目録記載(1)の商品等の売買代金の各支払日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務
- 3 被控訴人会社及び被控訴人泉が、原判決別紙対象消費者目録記載(2)の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。
  - (1) 被控訴人会社と原判決別紙対象消費者目録記載(2)の対象消費者との間で締結された原判決別紙商品等目録記載(2)の商品等に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務
  - (2) 原判決別紙商品等目録記載(2)の商品等の売買代金の各支払日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務
- 4 被控訴人会社及び被控訴人泉が、原判決別紙対象消費者目録記載(3)の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。
  - (1) 被控訴人会社と原判決別紙対象消費者目録記載(3)の対象消費者との間で締結された原判決別紙商品等目録記載(3)の商品等に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき

報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 原判決別紙商品等目録記載(3)の商品等の売買代金の各支払日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

## 第2 事案の概要

1 本件は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）65条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体である控訴人が、原判決別紙商品等目録記載(1)から(3)までの商品等（以下「本件各商品等」という。）に係る消費者契約の相手方であって事業者である被控訴人会社及びその債務の履行をする事業者であって、同契約の締結について勧誘を助長する事業者であるとする被控訴人泉に対し、被控訴人らが原判決別紙対象消費者目録記載(1)から(3)までの対象消費者（以下「本件各対象消費者」という。）に対し本件各商品等の内容や価格につき虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして本件各商品等を販売するなどしたことが不法行為に該当し、本件各対象消費者に同契約に基づき支払われた売買代金相当額の損害が生じたとして、法3条1項4号に基づき、不法行為に基づく被控訴人らの損害賠償債務として、同売買代金相当額並びに本件各対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の金銭並びにこれらに対する同売買代金が支払われた各日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うことの確認を求める事案である。

原審は、本件訴えには支配性の要件が認められないとして、これらをいずれも却下したところ、控訴人が原判決を不服として控訴した。

## 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、当審における当事者の主張をも踏まえ、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁23行目の「認定」の次に「(以下「特定認定」という。)」を加え、同頁24行目の「(甲1)」を削る。
- (2) 原判決4頁初行の「別紙」を「原判決別紙」に改め、以下、原判決中「別紙」とあるのを「原判決別紙」にいずれも改める。
- (3) 原判決4頁6行目から7行目にかけての「別紙商品等目録記載(2)の商品等(」の次に「仮想通貨バイブルに、原判決別紙商品等目録記載(2)のVIPクラス(被控訴人泉とのLINEグループへの参加、「最新暗号通貨公開セミナー」VIP席及び「泉忠司バースディセミナー」VIP席の特典を内容とするもの。以下「VIPクラス」という。)が付加されているもの。」を加え、同頁9行目から10行目にかけての「別紙商品等目録記載(2)のVIPクラス(以下「VIPクラス」という。)を「VIPクラス」に、同頁12行目の「3万9800円」を「5万9800円」にそれぞれ改め、同頁13行目から14行目にかけての「別紙商品等目録記載(3)の商品等(」の次に「「ハイスピード自動AIシステム」を提供すること、被控訴人泉が2日間の合宿において仮想通貨投資関連事項についての指導をすること及び被控訴人泉が合宿終了後3か月間LINEにより同関連の質問に回答することを内容とするもの。」を加える。
- (4) 原判決5頁初行の「多数性の要件を判断するに当たっては」の次に「、「相当多数の消費者」に」を加え、同頁4行目の「苦情」から5行目の「認められず」までを「消費者契約により財産的損害を被った消費者が多数いることの立証がされておらず」に改める。
- (5) 原判決6頁13行目の「仮想通貨バイブル」の前に「a」を加え、同頁21行目の「そのため」から同行目末尾までを「本件各対象消費者は、被控訴人らの説明を信頼したことで代金相当額の損害を受けたものであり、投資判断を誤ったものでなく、本件各商品等の購入に当たっては、本件各対象消費者が合理的な判断をすることを妨げるような勧誘方法が用いられており、

本件各対象消費者が被控訴人らの説明を信じたことは無理からぬことである。このことは、本件各対象消費者の投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴等によって左右されるものではない。そのため、本件各対象消費者には、過失相殺をすべき不注意がない。」に改め、同頁22行目から同7頁4行目までを次のとおり改める。

「b 被控訴人らの本件各商品等の勧誘は、積極的に誰でも簡単に確実に稼ぐことができる旨の虚偽の内容のものであって、故意による不法行為となるものである。

そして、仮想通貨バイブルの内容及びVIPクラスがビジネス初心者でも不労所得を得ることのできる日本初公開の最新テクノロジーではないのにその旨告げ、また、パルテノンコースのハイスピード自動AIシステムは、AIが取引をするのではなく、いわゆるコピートレードにすぎないのに、被控訴人らは「AIがあなたの代わりに24時間、365日、あなたのお金を増やし続けてくれる」と説明していることなどから、重要な事項について事実と異なることを告げた点で消費者契約法4条1項1号に該当し、パルテノンコースについては上記コピートレードにおいて、会社が推奨していた特定のプレイヤーを購入者全員がフォローすることはできず、また、ハイスピード自動AIシステムが単なるバイナリーオプション取引であったところ、これらは重要な不利益事実に当たり、被控訴人らの勧誘はこれらの不利益事実の故意の不告知に当たるから、同条2項にも該当する。

また、仮想通貨バイブルの内容は、誰でも簡単に、確実に利益を得る手段としては具体性を欠き、仮に、利益が得られるものとしても、リスクがあるばかりで、誰でも簡単に稼げたりするものではなかった。したがって、誰でも簡単に稼げ、確実に利益が出る旨等の説明は将来において消費者が受け取るべき金額ないし将来における不確実な事項について

断定的判断を提供したこととなるので同条1項2号に該当する。

さらに、仮想通貨パイブルを7万円、20ないし30万円で、VIPクラスを1000万円で、パルテノンコースを1000万円でそれぞれ販売した実績がないのに、それらの価格と比較して著しく廉価で販売すると説明しており、有利誤認となる不当な価格表示をしているので、不当景品類及び不当表示防止法5条2号に該当し、加えて、これらは特商法12条で禁止される誇大広告にも該当する。

以上のとおり、被控訴人らの勧誘は、これによる契約の申込みがそれぞれ取り消し得る違法行為であって、民法及び刑法の詐欺にも該当し、公序良俗に反するような極めて違法性の高い行為であるので、仮に本件各対象消費者に不注意があるとしても、過失相殺として本件各対象消費者に損害の負担を求めるようなことは許すべきではない。

c 仮に本件各対象消費者に不注意があるとしても、本件各対象消費者は、インターネットを通じて、これまでに我が国にはない全く新規の情報等を販売するという同一の内容の勧誘を受けて本件各商品等を購入したものであって、本件各対象消費者の個別性は極めて乏しく、不注意の程度は本件各対象消費者に基本的に共通であるから、全ての本件各対象消費者について一定の割合の過失相殺をすることが可能であり、過失相殺をすべき場合でも、本件訴訟又は簡易確定手続において判断することができる。

d 個々の本件各対象消費者について過失相殺の判断をするに際し社会経験等の個別の事情を汲む必要があるとしても、対象消費者が陳述書等を提出することにより簡易確定手続における審理でも判断が可能である。

(エ) 以上によれば、本件訴えについては、支配性の要件を欠くことはない。」

(6) 原判決7頁7行目末尾に「本件のような投資目的の取引に係る不法行為については過失相殺が行われるのが通常であり、控訴人が主張する虚偽、誇大

表示については、虚偽といえるようなものでなく、仮に社会通念に照らし行きすぎた誇張表現があったとしても、これが購入の動機となっているか疑問があり、これにより確実に稼げると信じたとすれば大きな落ち度があるといえる。また、被控訴人会社は、購入者に広く仮想通貨に関する有益情報を提供し、仮想通貨投資者の輪を広げ、ウィンウィンの関係を構築するために、本件各商品等を販売したものであって、人の弱みにつけ込むといった意図や他人をだまして暴利を得るなどの動機もないので、過失相殺が許されないほどの悪質性はない。そして、本件各対象消費者の購入動機や、その過失の程度は、書面審理による簡易確定手続で判断することは困難である。」を加える。

(7) 原判決 8 頁 9 行目から 10 行目にかけての「パルテノンコース」の前に「ハイスピード自動 AI システムが稼働していた期間において」を加え、同行目の「満足している」を「満足しており、購入者の苦情の原因は、イスラエルにおける法律改正によりハイスピード自動 AI システムが使用できなくなったことにあると推認される」に改める。

(8) 原判決 9 頁 9 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「加えて、仮に被控訴人等に不法行為が成立するとしても、本件各商品等の勧誘は、説明内容とそれらの内容と齟齬がなく、ハイスピード自動 AI システムが自動トレードを行うとの説明についても当初 AI による全自動トレードを行うことを予定し、その旨の説明を受けていたから事実と異なる認識をもってしたものではなく、また、それらの内容に鑑みればその各価格も高額なものとはいえないから、不実の告知や詐欺等に該当せず、その違法性は重大でないので、本件各対象消費者につき過失相殺を行うべきである。」

(9) 原判決 9 頁 11 行目の「個々の消費者ごとに」を「個々の消費者ごとに投資経験の有無、内容、経歴、本件各商品等を購入した経緯などの諸事情を

精査して過失割合を決定する必要がある、その」に改める。

- (10) 原判決12頁23行目の「上記のとおり」の次に「商品の内容や価格という重要な事項につき」を加える。
- (11) 原判決14頁2行目から3行目にかけての「と説明している」を「にすぎない。」に、同行目の「ハイスピード自動AIシステムが」を「ハイスピード自動AIシステムに1000万円の価値を見いだす人がいるという説明をしたにすぎず、同システムが」に、同頁12行目から13行目にかけての「得られることを要とした説明は」を「確保できることを説明」に、同頁14行目の「得られる」を「確保できる」にそれぞれ改める。
- (12) 原判決15頁19行目の「被告泉が」の次に「東京と大阪において」を加え、同頁20行目の「購入者の」を「購入者からの」に改め、同頁22行目の「当該システムは」の次に「、ストップオプション社というイスラエルの会社で開発されたものであり」を加える。
- (13) 原判決16頁12行目及び25行目の各「勧誘の内容」の次に「や説明」をいずれも加え、同頁15行目、23行目及び末行並びに原判決17頁3行目及び5行目の各「違法な勧誘」の前に「被控訴人らによる」をいずれも加える。
- (14) 原判決18頁10行目の「立場にあることなどから」を「立場にあることから得た情報により、仮想通貨に関連したビジネスや投資を行えば、多額の利益がもたらされると考えており」に改める。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件訴えはいずれも不適法であると判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 裁判所の判断」1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。
  - (1) 原判決19頁19行目の「オ」の次に「史上最高のタイミング、史上最高の指導者による塾生に3ヶ月で16億円稼がせたノウハウを完全解説した



「仮想通貨バイブル」を公開します…」を加え、同頁22行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「商品概要

第1巻 仮想通貨が世界を変える

第2巻 仮想通貨の稼ぎ方のすべて

第3巻 仮想通貨パイオニアの実践報告

第4巻 お金の仕組み

第5巻 ビジネスと投資の王道

…

今回のみ特別に、あなたがより早く億万長者になるための驚愕の特典をご用意しました」

- (2) 原判決20頁4行目の「俺」を「僕」に、同頁19行目の「仮想通貨バイブルの中で、仮想通貨の稼ぎ方については」を「その内容は、第1巻で、仮想通貨の正式な名称、仮想通貨と法定通貨の違い、仮想通貨の必要性が送金の手段の点にあったこと、仮想通貨の代表であるビットコインの成り立ちや普及状況などが説明され、第2巻で、仮想通貨の稼ぎ方として」に、同頁20行目の「方法」を「FX的な取引の方法」にそれぞれ改め、同頁21行目の「③」の次に「マイニング会社に出資してリターンを得るなど」を、同頁22行目の「参加して」の次に「報酬を得て」を、同頁23行目の「報酬」の前に「紹介」をそれぞれ加え、同頁25行目の「広告報酬」を「紹介報酬」に改める。
- (3) 原判決21頁初行の「紹介されている。市場未公開の仮想通貨につき」を「紹介され、また、上記④の稼ぎ方において購入すべき市場未公開の仮想通貨につき、2000種類以上あると言われている仮想通貨のうち95%以上が詐欺といえるところ」に改め、同頁4行目の「その他」から6行目から7行目にかけての「説明されている。」までを次のとおり改める。

「そして、第3巻では、仮想通貨取引経験者2名との対談という形式で、ビットコインの決済システムの構築・仮想通貨のシステム開発や、仮想通貨の魅力、成功体験、取引の際の留意点、将来性について話題とされ、第4巻では、お金に関する基礎知識について、お金の供給量が増え続けるのに伴い、お金の価値が下がり続けている旨の説明がされた後、仮想通貨は供給量が決まっているので、需要があれば価値は上がるが、需要がなければ価値のないものとなる旨説明がされ、第5巻では、パルテノン神殿を支えている何本かの柱が倒れても多数の柱があるため神殿自体は倒壊しないように、ビジネスと投資においても柱を多数立てることが大切であり、投資を行う場合には、結果を出している超一流の人から情報を得て、その柱の中の幾つかの対象として仮想通貨を入れていくなどとビジネスや投資に関する被控訴人泉の見解について説明がされている。」

(4) 原判決21頁14行目の「より早く」の前に「そして」を、同頁末行の「合宿を開催することにしたのです。」の次に「あなたが合宿参加後も安心して暗号通貨で稼いでいただけるよう、合宿後3か月間のサポートも行うことにしました。」をそれぞれ加える。

(5) 原判決22頁2行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(6) 被控訴人らは、平成29年1月頃から同年2月頃、東京都、大阪府及び福岡県内において、パルテノンコースの購入者に向けて、被控訴人泉らが講師を務める2日間の合宿セミナーを開催した。(乙B8から13まで)」

(6) 原判決22頁3行目の「(6)」を「(7)」に、同頁7行目から8行目のかけての「フォローするトレーダーと期間及び金額」を「トレードの対象にする資産、フォローするトレーダー、期間並びに投資額及び投資限度額」に、同頁11行目の「ZZ」という」を「Z. Z.」というイニシャルの」にそれぞれ改め、同頁20行目から22行目までを削る。

- (7) 原判決23頁7行目の「多数性の要件を判断するに当たって」の次に「相当多数の消費者」に」を加え、同頁20行目の「によっても」を「よれば、被控訴人会社からパルテノンコースの購入者らに対してした「今後も泉先生（パルテノン）情報は期待していますか」、「パルテノンへ参加して良かったですか」との各質問に対し、いずれも「はい」などと肯定的返答をしたものが相当多数いることが認められるが、他方、同証拠によると、この質問には、これらの質問に「いいえ」と答えた方は、退会してもらっても大丈夫ですとの説明がされた上での回答を求めたものであり、これらの回答から直ちに」に改める。
- (8) 原判決23頁25行目の「図られた」を「図られたり、放棄したりした」に、同頁末行から24頁初行にかけての「対象債権を行使する意思がない」を「対象債権を放棄していない限り、対象債権を行使する可能性があるといえ、商品に満足していると回答していた者である」にそれぞれ改め、同行の「多数性の要件を判断するに当たって」の次に「相当多数の消費者」に」を加える。
- (9) 原判決24頁9行目の「投資により確実に」を「誰でも簡単に確実に」に、同頁10行目の「投資により確実に」を「投資等により誰でも簡単に確実に」に、同頁14行目の「確実に」を「誰でも簡単に確実に」に、同頁16行目から20行目までを「確かに、本件各商品等の購入は投資そのものでなく、その購入に係る判断も控訴人が主張するように投資判断そのものではないものの、本件各商品等の内容は投資等の方法に関するものといえるので、上記の諸事情により過失相殺をすべき事情がおよそないとはいえないのは上記のとおりである。」にそれぞれ改める。
- (10) 原判決24頁21行目の「仮想通貨バイブルの勧誘」から22行目の「重大である」までを「本件各商品等の勧誘は故意の不法行為となるものであり、消費者契約法4条1項1号（不実告知）のほか、同項2号（断定的判断提

供)，同条2項（不利益事実の不告知），不当景品類及び不当表示防止法5条2号（不当な価格表示の禁止），特商法12条（誇大広告等の禁止）にも違反する極めて違法性の高い行為である」に改める。

(11) 原判決25頁3行目の「方法」の次に「や市場未公開の仮想通貨を購入して稼ぐ方法に関して，詐欺の手段となっている仮想通貨と本物の仮想通貨の見分け方を説明する」を，同頁7行目から8行目にかけての「ハイスピード自動AIシステムにつき」の次に「，たとえば，トレーダーに対するフォロー人数の上限との関係で，全購入者が同時に特定のトレーダーをフォローすることができず，また，前記1認定事実(7)のとおり，同システムにおける取引がバイナリーオプション取引であったとしても」を，同頁9行目の「認められる」の次に「（なお，控訴人は，同システムが提供されていることの立証はされていない旨主張するけれども，被控訴人らはパルテノンコースの参加者にその旨の説明をしており（乙A7，11），これを覆す反証がないことからすると，同認定事実(7)のとおり，その旨認定することができる。）」を，同頁11行目の「認められることからすれば」の次に「，控訴人主張の消費者契約法4条1項1号等のなかに本件商品等に係る消費者契約に適用がされる条項が含まれるとしても」をそれぞれ加える。

(12) 原判決25頁14行目の「過失を認定するとしても」の次に「，インターネットを通じて同一の内容の勧誘を受けて本件各商品等を購入したものであるので」を加え，同頁15行目の「共通であるから，本件訴訟において」を「基本的に共通であるから，本件訴訟及び簡易確定手続において一定の割合の過失相殺につき」に改め，同頁20行目の「個々の対象消費者ごと」から24行目末尾までを次のとおり改める。

「個々の対象消費者ごとに異なるというべきであるから，控訴人が主張するようにインターネットを通じて同一の内容の勧誘を受けて本件各商品等を購入したことを考慮するとしても，その過失の有無及びその割合は異にすると

いべきであるので、本件訴訟及び簡易確定手続において一定の割合の過失相殺を一律に判断することができるとはいふことができない。」

(13) 原判決25頁24行目末尾で、改行の上、次のとおり加える。

「エ 加えて、控訴人は、個々の本件各対象消費者について過失相殺の判断をするに際し個別の事情を汲む必要があるとしても、簡易確定手続における審理でも判断が可能である旨主張する。

しかしながら、確かに、本件各商品等のうち、DVDである仮想通貨バイブルについては、インターネットを通じて同一の内容の勧誘を受けて購入したものであるため、仮想通貨バイブルの購入に至る経緯は対象消費者に基本的に共通しているといえるものの、パルテノンコースについては、仮想通貨バイブル及びVIPクラスセットの購入者を対象として販売したものであり、各対象消費者の仮想通貨バイブルに対する評価等を含めパルテノンコースの購入に至る経緯等は対象消費者ごとに様々なものがあると想定され、また、VIPクラスセットの購入についても、投資関連セミナーへの参加等といったVIPクラスの内容に鑑みれば、その購入に至る経緯等にも個別性が強いと想定される。そして、パルテノンコース及びVIPクラスセットの購入に至る経緯のみならず、仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴等については、陳述書等のみから典型的に認定することは困難であると解される（なお、仮に、仮想通貨バイブルについては、投資の知識、経験の有無及び程度等について陳述書等から典型的に認定して過失相殺の有無及び過失相殺の程度を判断することが困難であるとまではいえないとしても、前記アのとおり、そもそも投資等により誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるとは容易に想定し難いことに加え、仮想通貨による稼ぎ方に関する情報が仮想通貨バイブルの販売当時に一般に知れ渡っていない状況にあったとうかがわれることに照らせば、仮想通貨バイブ

ルを購入した動機は、被控訴人らからの勧誘により対象消費者が誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信した場合のほかに、そのような誤信をせずに、単に仮想通貨による稼ぎ方に興味を抱いた場合なども想定される。そうすると、仮に控訴人が主張するように仮想通貨バイブルの勧誘が不法行為となるとしても、その対象消費者ごとに当該不法行為により当該対象消費者が誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信したかどうか、すなわち因果関係の存否についても、被控訴人らが争っているため、それぞれ個別に審理する必要がある、陳述書等により類型的に判断することは困難であると解される。)

オ したがって、本件商品等に係る控訴人の請求については、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認められるとき」（法3条4項）に当たると言わざるを得ない。」

2 以上によれば、本件訴えは、いずれも支配性の要件を欠いているので、その余の要件につき検討するまでもなく、不適法であるということが出来る。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件訴えは、いずれも不適法であるから、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

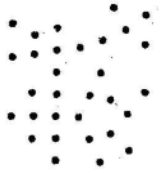
東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

小野瀬 厚 

裁判官 河合 芳光 

裁判官 三上 乃理子 



これは正本である。

令和3年12月22日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 藤見英輔

